



労働衛生行政の動向について

兵庫労働局労働基準部健康課

令和8年2月20日（金）

今日の話題

- ▶ 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について（令和7年度～）
- ▶ 化学物質管理強調月間について
- ▶ 作業環境測定機関に係る監査指導について

化学物質による労働災害防止のための 新たな規制について（令和7年度～）

参照推奨サイト

化学物質による労働災害 防止のための新たな規制 について	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html	
職場のあんぜんサイト： 化学物質情報	https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html	
ケミガイド	https://chemiguide.mhlw.go.jp	

【背景】

労働災害の8割が
発生している
エリア

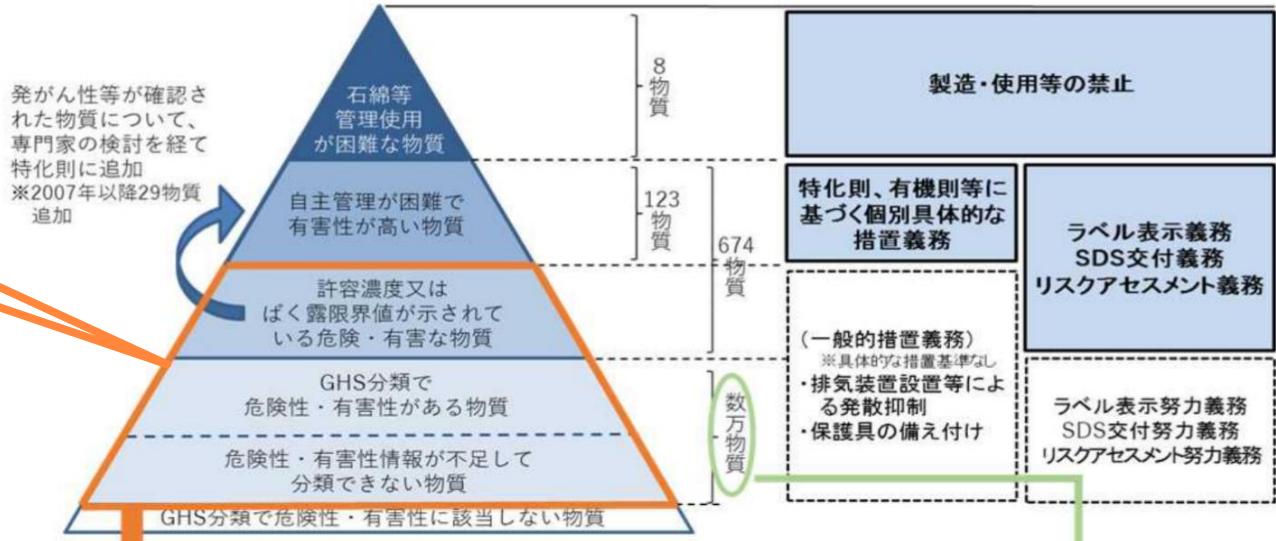
化学物質ごとの個別規制
では労働災害を防ぎきれ
ない

↓
**自律的な管理の比重を増
やす必要性がある**

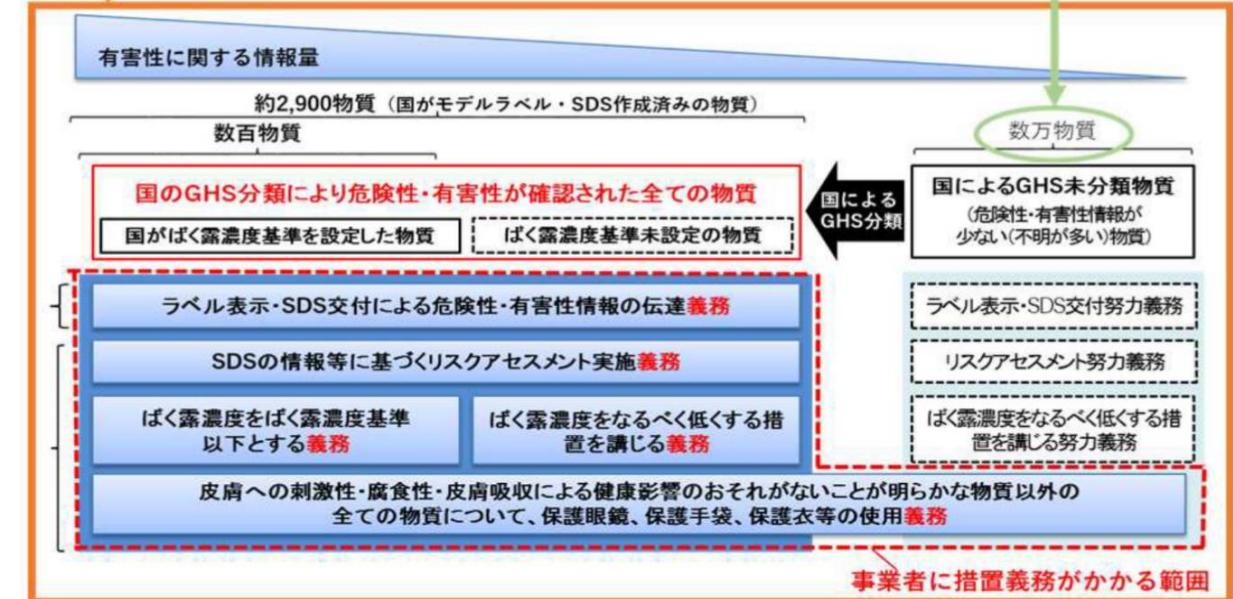
↓
上記背景を踏まえた改正
法令が令和6年4月1日
に
全面施行

↓
引続き、リスクアセスメ
ント対象物の追加が続い
ているほか、法令の改
正により生じた**新たな課題**
に対応するため、順次、
追加の法令改正を実施
(現在進行形)

<これまでの化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



令和7年度以後の

化学物質に係る労働安全衛生関係法令の主な動き（施行日順）

- ① ステアリン酸ナトリウム及びりん酸トリフェニルをリスクアセスメント対象物から削除する（施行日：令和7年9月19日）
- ② がん原性物質を製造し、又は取り扱っていた事業者が事業を廃止しようとするととき、リスクアセスメント対象物健康診断の記録等を所轄労働基準監督署長に提出することを義務付ける（施行日：令和8年1月1日）
- ③ 皮膚等障害化学物質等について、通達においてその定義を示していたところ、厚生労働大臣の告示により定めることに改めるとともに、事業者によるSDS作成等の準備期間を考慮した定義とする（施行日：令和8年1月1日）
- ④ 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める（施行日：令和8年4月1日）
- ⑤ 個人ばく露測定に従事する者の資格要件を明確化するとともに、個人ばく露測定を作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る（施行日：令和8年10月1日）
- ⑥ 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける（施行日：改正法の公布の日から5年以内）
- ⑦ 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知事項を変更した場合の再通知を義務化する（施行日：改正法の公布の日から5年以内）

- ▶ **ステアリン酸ナトリウム及びりん酸トリフェニルがリスクアセスメント対象物から削除されたもの。**
- ▶ 上記2物質については、令和6年3月31日までに国が行ったGHS分類の結果、危険性又は有害性があるものと区分されなかったことから、リスクアセスメント対象物から削除された。
- ▶ 当初は令和9年4月1日に削除される予定であったが、「ラベル・SDS対象物質の削除については、化学物質の譲渡・提供者がラベル・SDSの記載内容の変更等を行うための準備期間を設ける必要がない」ことから、**令和7年9月19日に上記2物質を削除する省令が公布され、公布の日をもって削除された。**
- ▶ また、りん酸トリフェニルは令和7年10月1日より濃度基準値設定物質となることが予定されていたが、リスクアセスメント対象物から削除されたことに伴い、濃度基準値設定物質への指定も取りやめとなった。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001566359.pdf>



②がん原性物質を製造し、又は取り扱っていた事業者が事業を廃止しようとするとき、リスクアセスメント対象物健康診断の記録等を所轄労働基準監督署長に提出することを義務付ける（施行日：令和8年1月1日）

- ▶ 安衛則第577条の2第5項において、**がん原性物質**を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対し、医師又は歯科医師による**健康診断（いわゆるリスクアセスメント対象物健康診断）**を行ったときは、その結果の**個人票**を30年間保存しなければならないことを定めている。
- ▶ また、安衛則第577条の2第11項において、**がん原性物質**を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者の**ばく露の状況等**を記録し、当該記録を30年間保存しなければならないことを定めている。
- ▶ これらの記録について、**事業者が事業を廃止しようとするときに、対象記録等を所轄労働基準監督署長に提出することを義務付ける規定**が新設され、令和8年1月1日から施行された。
- ▶ 本規定の「事業を廃止しようとするとき」とは、すべての事業の廃止により事業者が会社等を解散しようとする場合であり、がん原性物質を取り扱う事業を廃止したとしても会社等が存続する場合は、当該会社等の事業者が引き続きがん原性物質に係る対象記録等の保存の義務を負うことから、本規定は適用されない。



労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001596516.pdf>

③皮膚等障害化学物質等について、通達においてその定義を示していたところ、厚生労働大臣の告示により定めることに改めるとともに、事業者によるSDS作成等の準備期間を考慮した定義とする（施行日：令和8年1月1日）

- ▶ 安衛則第594条の2第1項において「皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなもの」を「**皮膚等障害化学物質等**」と定義し、これを使用する業務に労働者を従事させる場合は、**不浸透性の保護衣等の保護具を使用させなければならないこと**とされている。
- ▶ 従前は、この「皮膚等障害化学物質等」に該当する物質は行政解釈（通達）において示されており、その内の「**皮膚刺激性有害物質**」については、『国が公表するGHS分類の結果、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで**区分1に分類**されているものに該当する化学物質』が該当するとされていた。
- ▶ しかし、この基準では、国が公表するGHS分類によって区分1に分類されたとき（GHS分類が公表された瞬間）に「皮膚刺激性有害物質」に含まれることとなるため、事業者が対応する準備期間がなかった（SDS作成、リスクアセスメント、保護具の用意など）。
- ▶ そこで、「**皮膚等障害化学物質等**」を通達から大臣告示で定めることに改める改正が行われ、令和8年1月1日から施行された。当該告示の中で、「皮膚刺激性有害物質」の適用対象は**令和7年3月31日までに区分1に分類されたものに限定**された。
- ▶ また、当該告示の中の「皮膚刺激性有害物質」は毎年度見直すが、改正告示の適用はGHS分類の公表の**約2年後**とする（約2年間の準備期間を設ける）方針が示された。
- ▶ 一方、「皮膚等障害化学物質等」の内、「**皮膚吸収性有害物質**」は、専門家検討会での検討結果に基づいて指定する仕組みのため、物質を追加する際に十分な周知期間を置くことが可能であることから、従来どおり、労働基準局長が定める（**物質一覧は、これまでと同様に通達で示す**）旨、大臣告示で規定された。



③皮膚等障害化学物質等について、通達においてその定義を示していたところ、厚生労働大臣の告示により定めることに改めるとともに、事業者によるSDS作成等の準備期間を考慮した定義とする（施行日：令和8年1月1日）

令和8年1月1日からの「皮膚等障害化学物質等」の整理

皮膚等障害化学物質等

裾切値未満は対象外（下記裾切値参照）

（
令和
7年
皮膚
等障
害告
示）
厚生
労働
省告
示第
30
1号
により規
定

皮膚刺激性有害物質

裾切値 1重量%

次の①又は②に該当するもの

- ①国が行う化学物質の分類の結果「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に該当する物であって、**令和7年3月31日***までの間において当該区分に該当すると分類されたもの
- ②労働安全衛生法第57条の2第1項の規定に基づく事業者による通知（SDS等）において、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に該当する旨が示されたもの

*GHS分類改訂と連動して更新予定

皮膚吸収性有害物質

裾切値 有害性区分に応じて0.1・0.3・1重量%のいずれか

皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質で、厚生労働省労働基準局長が定めるもの。

上記規定に則り、令和7年11月18日付け基発1118第2号「皮膚吸収性有害物質に該当する化学物質等について」により、対象物質を指定。

皮膚吸収性有害物質に該当する化学物質等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001596517.pdf>



④化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める（施行日：令和8年4月1日）

11

- ▶ リスクアセスメント対象物の種類数が増加するに伴い、通知制度の対象となる成分の情報が**営業秘密**に該当するケースも生じてくることが想定される。
そこで、リスクアセスメントの実施に支障がない範囲で、営業秘密を保持できるようにする必要性が議論された。
- ▶ そこで、EU等の仕組みを参考に、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、**有害性が相対的に低い化学物質※**に限り、通知事項のうち成分名については代替名等の通知を認めることとする法令改正が実施され、**令和8年4月1日**から施行される。
※発がん性等の一定の有害性を有する物質や、特化則等の特別規則の適用対象物質等は、代替名等の通知を認めない。
- ▶ なお、この場合においても、**非開示とできるのは成分名のみ**であり、人体に及ぼす作用、講ずべき応急の措置等についての非開示は認められない。
- ▶ また、**医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに開示しなければならない。**

代替化学名のイメージ

正式名称（例）

○クロロシクロヘキサン



代替名（例・案）

○ハロゲン化シクロヘキサン
○ハロゲン化シクロアルカン



労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要（営業秘密関係）（諮問）

2. 改正の概要

改正の要点①：代替化学名等による通知を認める化学物質について、リスクアセスメントの実施に支障がないもの（対象物質）として厚生労働大臣が定めるものとする。

改正の要点②：要素の置換又は削除を行っても、それらに該当する通知対象物の種類が非常に少ない等の理由により、代替化学名の通知では成分の情報が特定されるおそれが高い場合に限り、人体に及ぼす作用を通知することをもって成分の情報の通知に代えることができるとしてする。

改正の要点③：代替化学名等の通知を行った者（代替化学名等通知者）は、当該通知に係る通知対象物の成分等の記録を5年間保存することと定める。また、保存期間中に事業を廃止しようとするときは、当該記録を所轄労働基準監督署に提出することとする。

改正の要点④：代替化学名等の通知を行った者（代替化学名等通知者）が記録すべき事項（①成分、②代替化学名等、③製品の名称、④製品に含有されている全成分の名称及び含有量）を定める。

改正の要点⑤：医師の求めに応じて成分の情報を開示しなければならない医師の行為は、医師による診断、治療のほか、産業医及びその他の医師による労働者の健康管理と定める。

改正の要点⑥：医師による診断、治療の行為のため開示を求められた場合には、成分の情報を直ちに開示しなければならない旨定める。また、産業医等から労働者の健康管理のために必要な成分の情報の開示を求められた場合には、秘密保持を条件に速やかに開示しなければならない旨定める。

改正の要点⑦：通知事項として代替化学名等の通知を行う者の緊急連絡先等を定める。

※ その他、上記①～⑦の要点のほか、所要の改正を行う。

⑤個人ばく露測定に従事する者の資格要件を明確化するとともに、個人ばく露測定を作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る（施行日：令和8年10月1日）

- ▶ 現行（令和7年度現在）の労働安全衛生法令では、以下の場合に個人ばく露測定の実施が義務付けられている。
 - ① 屋内作業場において継続的に金属アーク溶接等作業を行う場合（特化則第38条の21）
 - ② 作業環境測定において第三管理区分から改善することが困難な場合（有機則第28条の3の2など）
- ▶ 個人ばく露測定は「作業に従事している労働者が有害物に曝されている程度」を見積もり、その結果をもって保護具を選定することを目的としたものであるため、「作業環境測定」とは別の扱いとなっていた。
- ▶ 「作業環境測定」ではないため、測定に従事する者について法令上の資格要件がなく、精度の担保が問題視されていた。
- ▶ そのため、個人ばく露測定の実施者について新たに資格要件を設けるとともに、個人ばく露測定そのものを「作業環境測定」に含めることとなった（令和8年10月1日施行予定）。

令和8年10月1日から施行の法条文（抜粋）

労働安全衛生法

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（中略）

四 **作業環境測定** 作業環境の実態（作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を含む。）を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

（健康障害の防止のための措置等に当たつて行う作業環境測定）

第六十五条の三 事業者は、第六十五条第一項に規定するもののほか、第二十二条の措置を講ずる場合であつて厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、**作業環境測定を行わなければならない。**

2 事業者は、第六十五条第一項及び前項に規定するもののほか、前条第一項の措置を講ずる場合であつて厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、**作業環境測定を行わなければならない。**

3 事業者は、第五十七条の三第一項の規定による調査を行うに当たり、必要に応じて、**作業環境測定を行うものとする。**

4 前三項の規定による作業環境測定は、**第六十五条第二項に規定する作業環境測定基準に従つて行わなければならぬ。**

令和8年10月1日から施行の法条文（抜粋）

作業環境測定法

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（中略）

三 個人ばく露測定 作業環境測定のうち、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行うものをいう。

四 指定作業場 労働安全衛生法第六十五条第一項の作業場のうち政令で定めるもの及び同法第六十五条の三第一項から第三項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものをいう。
（後略）

（作業環境測定の実施）

第三条 事業者は、労働安全衛生法第六十五条第一項又は第六十五条の三第一項から第三項までの規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならない。

（後略）

第四条 作業環境測定士は、労働安全衛生法第六十五条第一項又は第六十五条の三第一項から第三項までの規定による作業環境測定を実施するときは、同法第六十五条第二項の作業環境測定基準に従つてこれを実施しなければならない。

2 作業環境測定機関は、他人の求めに応じて労働安全衛生法第六十五条第一項又は第六十五条の三第一項から第三項までの規定による作業環境測定を行うときは、同法第六十五条第二項の作業環境測定基準に従つてこれを行わなければならない。

3 作業環境測定士は、個人ばく露測定のうちサンプリング又は分析の業務であつて厚生労働省令で定めるものを行う場合には、厚生労働省令で定める者に補助させることができる。

III 第1 個人ばく露測定の精度の担保

基本的考え方



●個人ばく露測定の法令上の位置付け

- 作業環境測定においては、測定に専門知識及び技術を要する作業場（指定作業場）における作業環境測定については、作業環境測定士による測定（デザイン、サンプリング、分析）を義務付け、測定結果の精度を担保している（労働安全衛生法及び作業環境測定法）。
- 一方、個人ばく露測定においては、指定作業場における測定を含め、測定実施者の限定がなく、測定精度を担保する仕組みがない状態である。

個人ばく露測定関係の現状の規定

- ④ 金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場（個人ばく露測定を義務付け）
- ② 環境改善が困難な第三管理区分作業場（個人サンプリング測定等を義務付け）
- ① 指定作業場（作業環境測定士による作業環境測定が義務）
- ③ リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う作業場（リスクアセスメント指針により、リスク見積りのため、個人ばく露測定を行う。）
- ⑤ 濃度基準値設定物質を製造・取り扱う屋内作業場（濃度基準値を超えるおそれある場合、個人ばく露測定を指針で求めている。）

●精度を担保する仕組み

- ① 第三管理区分作業場等においては、法令上、個人ばく露測定を行うことを事業者に義務付けていることから、法令改正により、個人ばく露測定を資格者に行わせることを事業者に新たに義務付けることが適当である。
- ② 確認測定やリスクアセスメントのための個人ばく露測定については、当面の間、化学物質リスクアセスメント指針及び技術上の指針において、資格者による個人ばく露測定の実施を行政指導として求めるべきである。さらに、今後、必要な法令の整備により、作業環境測定と同様、資格者による個人ばく露測定を義務付ける仕組みを設けることを検討すべきである。
- ③ 資格者の要件については、個人ばく露測定を円滑に行う仕組みとするため、**共通の要件**とすべきである。

令和8年10月1日から施行の省令条文例

有機溶剤中毒予防規則

第二十八条の三の四 事業者は、第二十八条の三の二第四項第一号及び第五項第一号に規定する個人サンプリング測定等については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に行わせなければならない。

- 一 デザイン及びサンプリング 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号。以下この項において「作環法」という。）第二条第四号に規定する作業環境測定士であつて、都道府県労働局長の登録を受けた者が行うデザイン及びサンプリングに関する講習を修了したもの又はこれと同等以上の能力を有する者
- 二 サンプリング（前号のサンプリングのうち、前号の者がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。） 前号の者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行うサンプリングに関する講習を修了した者
- 三 分析 個人サンプリング測定等により測定しようとする有機溶剤に応じた試料採取及び分析に必要な機器及び設備を保有する者であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 作環法第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士（口において「第一種作業環境測定士」という。）
 - 口 作環法第二条第七号に規定する作業環境測定機関（当該機関に所属する第一種作業環境測定士が分析を行う場合に限る。）
 - ハ 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級の技能検定に合格した者（当該者が所属する事業場で採取された試料の分析を行う場合に限る。）

2 前項第一号及び第二号の講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

個人サンプリング測定等又は溶接ヒューム測定を行う者の資格要件（概要）（令和8年10月1日施行）

実施範囲	資格要件
デザイン及びサンプリング (右記の資格要件を満たす者を「デザイン等資格者」という。)	<ul style="list-style-type: none"> ● 作業環境測定士であって、都道府県労働局長の登録を受けた者が行うデザイン及びサンプリングに関する講習を修了した者 ● 公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト ● 国際オキュペイショナルハイジニスト協会（IOHA）の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニスト
サンプリング (デザイン等資格者がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。)	上記の者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行うサンプリングに関する 講習を修了した者
分析	<p>測定しようとする化学物質に応じた試料採取及び分析に必要な機器及び設備を保有する者であって、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第一種作業環境測定士 ● 作業環境測定機関（当該機関に所属する第一種作業環境測定士が分析を行う場合に限る。） ● 1級化学分析技能士（当該者が所属する事業場で採取された試料の分析に限る。）

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令等の施行について

（個人ばく露測定を行う者の資格要件に係る法令の改正通達（令和8年10月1日施行））

令和6年4月4日付け基発0404第2号

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令等の施行について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001241083.pdf>



	講習科目	範囲	講習時間
学科講習	個人ばく露測定概論	個人ばく露測定の目的、個人ばく露測定結果の評価、呼吸用保護具の選択	2時間
	デザインに関する知識	個人ばく露測定に係るデザインの方法	3時間
	サンプリングに関する知識※	個人ばく露測定に係るサンプリングの方法	1時間30分
	労働衛生関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、粉じん障害防止規則（それぞれ関係告示含む）	1時間
実技講習	デザイン	個人ばく露測定に係るデザイン	30分
	サンプリング※	個人ばく露測定に係るサンプリング	1時間

※作業環境測定士名簿に「個人サンプリング法を行うことができること」を登録済の場合は省略可能

個人ばく露測定講習規程

令和6年3月18日付け厚生労働省告示第93号

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001241081.pdf>



	講習科目	範囲	講習時間
学科講習	化学物質管理概論	化学物質管理の概要	30分
	個人ばく露測定概論	個人ばく露測定の目的	30分
	サンプリングに関する知識※	個人ばく露測定に係るサンプリングの方法	3時間
	労働衛生関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、粉じん障害防止規則（それぞれ関係告示含む）	30分
実技講習	サンプリング※	個人ばく露測定に係るサンプリング	1時間30分

※作業環境測定土名簿に「個人サンプリング法を行うことができること」を登録済の場合は省略可能



個人ばく露測定 講習機関（デザイン及びサンプリング）

株式会社 大同分析リサーチ

https://kosyu.daido-dbr.com/dbr/kosyu/menu_bakuro-d.html



特別民間法人 中央労働災害防止協会

https://www.jisha.or.jp/seminar/chemicals/r5420_sokutei_design.html



北九州病院グループ 一般財団法人 西日本産業衛生会

<https://www.nishiekai.or.jp/training/environment/kojinbakuro/>



公益社団法人 日本作業環境測定協会

<https://www.jawe.or.jp/kosyu/personal.html>



公益社団法人 大阪労働基準連合会 関西労働衛生技術センター

https://www.kansai-center.or.jp/exposure_measurement.html



令和8年2月現在 個人ばく露測定 講習機関（サンプリング）

北九州病院グループ 一般財団法人 西日本産業衛生会

<https://www.nishiekai.or.jp/training/environment/kojinbakurosampling/>



特別民間法人 中央労働災害防止協会

https://www.jisha.or.jp/seminar/chemicals/r5421_sokutei_sampling.html



公益社団法人 日本作業環境測定協会

<https://www.jawe.or.jp/kosyu/personal.html?id=form>



⑥化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける（施行日：改正法の公布の日から5年以内）

⑦化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知事項を変更した場合の再通知を義務化する（施行日：改正法の公布の日から5年以内）

- ▶ 最低限、事業場で使用している化学物質の種類と濃度が分からなければ、リスクアセスメントを実施できない。
 - ▶ 事業場が上記の情報を手に入れる手段は、主に SDSと考えられる。
 - ▶ したがって、リスクアセスメントの入り口として、化学物質を譲渡する者（薬品製造業者や卸業者など）が、正確な SDSを交付していることが前提となる。
 - ▶ しかし、これまで SDSを交付しなかったとしても罰則がなく、実効性の担保が課題となっていた。
 - ▶ また、交付済の SDSの内容に変更があったとしても、その再通知は努力義務であったため、化学物質を使用する事業場が、最新の知見が反映されていない情報に基づいてリスクを判断してしまうおそれがあった。
 - ▶ そこで、SDSの交付※を怠った場合に罰則を設けるとともに、この内容を変更した場合の再通知を義務化することとした。
- ※正確には通知。FAXや電子メール、SDSを掲載したホームページアドレスの伝達等の方法を含む。
- ▶ 施行日は改正法の公布の日（令和7年5月14日）から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日とされているが、現時点で具体的な日程は未定。

【参考】「令和6年労働安全衛生調査（労働環境調査）」（令和7年公表）

化学物質の譲渡・提供をする際に、

ラベル表示義務のある物質のすべてにラベル表示がされている事業場の割合 85.7%

SDS交付義務のある物質のすべてにSDSが交付されている事業場の割合※ 81.4%

※「交付」には、電子メールによる送信や、SDSが掲載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し閲覧を求めた場合や、過去に交付済みの製品で、繰り返し同製品を製造又は譲渡・提供するにあたり、SDSに変更がないためあらためてSDSを交付していない場合を含む。

- ⑥化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける（施行日：改正法の公布の日から5年以内）
- ⑦化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知事項を変更した場合の再通知を義務化する（施行日：改正法の公布の日から5年以内）

【補足】

労働安全衛生規則において既に以下の規定があるが、⑦の改正により当該規定が統廃合されるかどうか、令和8年2月現在、不明。

労働安全衛生規則

第三十四条の二の五 法第五十七条の二第一項の規定による通知は、同項の通知対象物を譲渡し、又は提供する時までに行わなければならない。ただし、継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に当該通知が行われているときは、この限りでない。

2 法第五十七条の二第一項の通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、同項第四号の事項について、直近の確認を行つた日から起算して五年以内ごとに一回、最新の科学的知見に基づき、変更を行う必要性の有無を確認し、変更を行う必要があると認めるときは、当該確認をした日から一年以内に、当該事項に変更を行わなければならない。

3 前項の者は、同項の規定により法第五十七条の二第一項第四号の事項に変更を行つたときは、**変更後の同号の事項を、適切な時期に、譲渡し、又は提供した相手方の事業者に通知するもの**とし、文書若しくは磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、ファクシミリ装置を用いた送信若しくは電子メールの送信又は当該事項が記載されたホームページのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものも含む。)及び当該アドレスに係るホームページの閲覧を求める旨の伝達により、変更後の当該事項を、当該相手方の事業者が閲覧できるようにしなければならない。

(注) 法第五十七条の二第一項第四号：人体に及ぼす作用



危険・有害性情報の通知制度

- 労働安全衛生法に基づき、
 - ・ 危険有害な化学物質を譲渡・提供する者（メーカー、卸売等）には、次の義務が課されている。
 - ①名称や人体に及ぼす作用などの危険有害性情報をラベル表示する義務
 - ②譲渡・提供する相手方に文書（SDS）を交付して、成分・含有量などの危険有害性情報を通知する義務
 - ・ 譲渡・提供を受けたユーザー企業等は、①②の情報を踏まえた③危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づいて④必要なばく露低減措置（例：適切な保護具の使用）を講ずる義務が課されている。



改正内容

- 化学物質の譲渡・提供における危険有害性情報の通知制度（SDS）の履行を確保するため、次の見直しを行う。
 - ・ 通知義務違反に対する罰則の新設
 - ・ 通知事項を変更した場合の再通知（現行は努力義務）の義務化
- SDSについて、EU等の仕組みを参考に、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について代替名等の通知を認める。なお、この場合においても、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講すべき応急の措置等については非開示を認めない。また、医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は直ちに開示することとする。
- 危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境において、労働者が有害な因子にばく露する程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その精度を担保するため、法律上の位置付けを明確にし、有資格者（作業環境測定士）により実施しなければならないこととする。

化学物質管理強調月間について

化学物質管理強調月間とは？

- ▶ 特別規則による規制の対象となっていない化学物質への対策の強化を主眼として、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、労働者のはばく露防止のための措置を事業者が講ずることとされた。
- ▶ 業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物の製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があり、化学物質管理の知見が十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。
- ▶ このような背景を踏まえ、厚生労働省は、令和6年度に「化学物質管理強調月間」を創設し、**毎年2月**、関係行政機関や事業者団体等の幅広い協力を得て、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとした。

第2回 化学物質管理強調月間

- ▶ **期間：**
令和8年2月1日～令和8年2月28日
- ▶ **スローガン：**
慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方
- ▶ **事業者の実施事項：**



第2回化学物質管理強調月間実施要綱
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001590203.pdf>

① 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。

- (ア) リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携
- (イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「ＳＤＳ」という。）等による危険有害性等の確認
- (ウ) ラベル表示・ＳＤＳ交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等

（詳細事項 a～m省略）

(エ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

- ② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ③ スローガン等の掲示
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

【参考】

第2回 化学物質管理強調月間 特設サイト

The screenshot shows the homepage of the 'Chemical Substance Management Awareness Month Special Website' (ケミガイド). At the top left is the logo of the Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生労働省) with the tagline 'ひと、くらし、みらいのために' and 'Ministry of Health, Labour and Welfare'. Next to it is the 'ケミガイド' logo with the tagline '職場の化学物質管理の達しのべ'. Below these are the text 'ケミガイド' and '第2回 化学物質管理強調月間 開催のお知らせ'. The main title '第2回 化学物質管理強調月間' is prominently displayed in large blue letters, with '開催のお知らせ' below it. A dark blue rectangular box contains the text '2026年2月1日(日)~2026年2月28日(土)'. In the bottom right corner of the main content area is a white box containing the slogan 'スローガン' (Slogan) in blue text. Below the slogan, the slogan itself is written in large blue text: '慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方' (Review the handling of chemical substances again when you are used to it). On the far right edge of the slide, there is a large blue geometric graphic element.

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/kyochogekkan/index.html>



作業環境測定機関に係る 監査指導について

作業環境測定機関に対する監査指導について

○監査指導の趣旨

作業環境測定結果は、事業場における労働衛生対策の基礎となる重要なものであり、作業環境測定機関の業務の適正な運営を確保するため、**作業環境測定法第41条1項**に基づき実施するもの。

○確認事項

- ・作業環境測定機関登録証（原本）
- ・業務規程、測定料金表
- ・作業環境測定業務に関する組織図（各事務所を含む。）
- ・作業環境測定士名簿及びその資格証明書の原本又は写し
- ・帳簿類（作業環境測定結果の記録（チャートその他資料含む。）、受付処理簿、測定料収納簿、見積書、請求書等）
- ・作業環境測定結果報告書（証明書）
- ・測定機器等台帳、備品管理簿、点検記録
- ・事業報告書
- ・測定機器等の確保、整備状況

など

○要改善事項の例（1/3）

- 再委託の手続きが業務規定に記載されていない
⇒Q&A「問 I - ii - 5」を参照
- 事業年度経過後、3か月以内に作業環境測定機関事業報告書を労働局へ提出していない（作業環境測定法第34条第1項）
- 業務規程で保存することを定めた書類（受付処理簿など）を保存していない
- 作業環境測定結果に、測定対象物質の製造又は取扱量を記載していない
- 業務規程の内容が実態と合っていない（変更届を労働局に提出していない）
例）測定士一覧、機器一覧など
- 分析等で必要な機器を備え付けていない（検知管の例を後述）
⇒機関が有するべき機器等の詳細については後のスライドの告示及び通達を参照

○要改善事項の例 (2/3)

- 実際の**測定料金**が業務規程と異なる、又は料金が特定できない場合がある
例) ある条件を満たす場合は別料金（標準の料金表適用外、あるいは割引など）
としているが、当該別料金の算定方法が業務規程に記載されていない
- 例) 業務規程に記載のない手数料を依頼者から徴収している

(参考)

(業務規程の記載事項)

作業環境測定法施行規則第59条

法第34条の2第3項の**業務規程で定めるべき事項**は、次のとおりとする。

- 一 個人サンプリング法を行うことができる場合にあつては、
個人サンプリング法に関する事項
- 二 作業環境測定を行うことができる別表に掲げる作業場の種類
- 三 **測定料の額及びその収納の方法に関する事項**
- 四 測定結果についての証明書の発行に関する事項
- 五 作業環境測定の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 六 その他作業環境測定の業務に関し必要な事項

○要改善事項の例（3/3）

- 備え付けている検知管の使用期限が切れている
- そもそも検知管を備え付けていない

昭和51年2月7日付け労働省告示第9号
 （最終改正：平成24年12月28日付け
 厚生労働省告示第604号）
 「作業環境測定法施行規則第五十四条
 第二号の規定に基づき厚生労働大臣の
 定める基準」より抜粋

作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第五十四条第二号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準を次のように定める。

作業環境測定法施行規則第五十四条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準

（中略）

二 前号に掲げるもののほか、次の表の上欄に掲げる登録を受けようとする作業場の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機器等を有すること。

作業場の種類	機器等
(略)	(略)
(略)	(略)
作業環境測定法施行規則別表第三号の作業場	イ 試料採取機器 <input type="checkbox"/> 光電分光光度計又は光電光度計 ハ ガスクロマトグラフ ニ 高速液体クロマトグラフ ホ 検知管方式によるガス若しくは蒸気の濃度の測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器
(略)	(略)
作業環境測定法施行規則別表第五号の作業場	イ 試料採取機器 <input type="checkbox"/> 光電分光光度計又は光電光度計 ハ ガスクロマトグラフ ニ 検知管方式によるガス若しくは蒸気の濃度の測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器

○要改善事項の例（3/3）

- 備え付けている検知管の使用期限が切れている
- そもそも検知管を備え付けていない

**昭和51年2月18日付け基発第206号（最終改正：平成28年9月29日付け基発第0929第1号）
「作業環境測定機関が設置すべき機器及び設備を定める告示の施行について」より抜粋**

作業環境測定法施行規則(昭和50年労働省令第20号。以下「規則」という。)第54条第2号の規定に基づき、労働大臣の定める基準を定める告示(昭和51年労働省告示第9号)は、昭和51年2月7日に公布されたところである。

については、これが施行に当たっては、下記に留意の上、適切な運用を期されたい。

(中略)

(3) 規則別表第3号の作業場に係るもの

次の表の左欄に掲げる機器及び設備は、それぞれ同表の右欄に掲げる性能等を有するものであること。

機器及び設備	性能等
(中略)	(中略)
検知管方式によるガス又は蒸気の濃度の測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器	作業環境測定基準第10条第2項各号に掲げる物の濃度を測定することが可能であるもの

(中略)

(5) 規則別表第5号の作業場に係るもの

次の表の左欄に掲げる機器及び設備は、それぞれ右欄に掲げる性能等を有するものであること。

機器及び設備	性能等
(中略)	(中略)
検知管方式によるガス又は蒸気の濃度の測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器	作業環境測定基準第13条第2項各号に掲げる物の濃度を測定することが可能であるもの

「機器等を有する」とは？

昭和51年2月18日付け基発第206号（最終改正：平成28年9月29日付け基発第0929第1号）
「作業環境測定機関が設置すべき機器及び設備を定める告示の施行について」より抜粋

3. その他

- (1) 第1号及び第2号中「有する」とあるのは、「所有する」こと又は「占有する」ことをいうものであるが、いわゆるリースのほか、隨時他の者の有する機器等を利用することができる場合又は他の者と共同して機器等を備えている場合にも、これらの機器等を有しているものとみなすものであること。
- (2) 作業環境測定機関が設置する機器及び設備については、適切な作業環境測定を実施するために必要な数を備え付けるよう指導されたい。

「必要な数を備え付ける」とは？

昭和52年3月24日付け基発第163号
「作業環境測定関係における質疑事項の回答について」より抜粋

問二 昭和五一年二月一八日付け基発第二〇六号「作業環境測定機関が設置すべき機器及び設備を定める告示の施行について」の記の三に「必要な数を備え付けるよう指導されたい。」とあるがその具体的な数を示してほしい。

答 作業環境測定機関がその業務を遂行するうえで必要とする機器等の数は、当該機関の業務量、作業環境測定士の数等により相違するものであり、各々の機関の実態を考慮しなければならないものであるが、次の数を備え付けることが望ましいものであること。

- ① 試料採取機器
- ② 相対濃度計
- ③ 検知管方式によるガス又は蒸気の濃度の測定機器
- ④ 上記以外の機器等

- 各方式のものを三式以上
- 三式以上
- 三式以上
- 一式以上

機器等を備え付ける場所について

平成27年9月15日付け基安化発0915第2号

「作業環境測定法についての質疑応答集（Q&A）について」より抜粋

（ii）規則第54条第2項において、作業環境測定機関の登録基準として、測定に用いる機器・設備が厚生労働大臣の定める基準に適合していることを求めている。

（問III－ii－1）

作業環境測定法施行規則第54条第2号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和51年労働省告示第9号）第1号及び第2号で「有する」ことが求められている機器、設備等は、作業環境測定機関として登録を受けた事務所（問III－i－1の従たる事務所を含む。以下、この問において同じ。）に備え付けられないといけないのか。

（答III－ii－1）

原則は、作業環境測定機関として登録を受けた事務所に、全ての機器、設備等が備え付けられていることが望ましいが、下記を全て満たす場合も、機器、設備等を「有する」とみなすことができる。この場合、問III－iv－1を参考として、機器、設備等を設置している場所の情報を、業務規程に記載すること。

- ・作業環境測定機関AがB（作業環境測定機関かどうかは問わない）が所有する機器を使用する場合、AとBの間で当該機器を作業環境測定に使用することについて契約を締結していること
- ・Bにある機器を使用して分析する者が、Aに直接雇用される第一種作業環境測定士であること
(分析する者が、Aに指揮命令権のない第一種作業環境測定士である場合は、再委託に該当するため、Aが機器を有するとはみなさない。)

関係告示・通達

昭和51年2月7日付け労働省告示第9号

作業環境測定法施行規則第54条第2号の規定に基づき
厚生労働大臣の定める基準

→機関が設置すべき機器及び設備を規定



昭和51年2月18日付け基発第206号

作業環境測定機関が設置すべき機器及び設備を
定める告示の施行について

→機器及び設備が有するべき性能等を規定



平成21年3月31日付け基発第0331024号

作業環境評価基準の一部を改正する件等の施行等について

→検知管と同等以上の性能を有する測定機器について

ホルムアルデヒドの例を記載



平成27年9月15日付け基安化発0915第2号

作業環境測定法についての質疑応答集（Q & A）について



令和4年7月15日付け基発0715第2号

作業環境測定機関の事業報告書に係る事務処理要領の改正について

→作業環境測定機関事業報告書の様式を規定



ご清聴ありがとうございました。